

生駒市外国人観光客受入環境整備促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人観光客の受入環境の充実を図るため、生駒市内の観光関連事業者が行う受入環境整備事業について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に事業所を有する、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、同条第5項に規定する小規模企業者又は個人のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を行う施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を行う施設をいう。）を運営する者
- (2) 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業の登録を受けた事業者をいう。）
- (3) 飲食事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて営業を行う施設をいう。）
- (4) 小売事業者（中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第2条第2項に規定する事業者をいう。）
- (5) タクシー・バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項に規定するバス事業者、タクシー事業者をいう。）
- (6) その他観光関連事業者（個人及び団体旅行の行程に組み込むことが可能な観光施設、文化施設、物品販売店、生活関連サービス業、娯楽サービス業等をいう。）
- (7) その他市長が必要と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 多言語化対応のマップ、パンフレット、メニューやステッカー等の作成に係る事業
- (2) ホームページの多言語化、多言語化対応のホームページ新規開設に係る事業
- (3) 多言語化対応のサインや案内板の新設に係る事業
- (4) 案内放送や表示の多言語化に係る事業
- (5) 無料 Wi-Fi の設置に係る事業
- (6) 免税電子手続機器の設置に係る事業
- (7) 予約システムの構築やネット検索対応に係る事業
- (8) 多様な文化・食習慣への対応に係る事業
- (9) 従業員への外国語対応強化研修の実施に係る事業
- (10) コロナウィルス感染症対策及びその周知に係る事業
- (11) その他、外国人観光客の受入環境の充実を図るための事業として認められる範囲内で、市長が適当と認める事業

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）で、1事業につき100,000円を上限とする。ただし、同一の事業者が3事業以上の補助事業を実施する場合は、300,000円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 申請者の定款、規約等組織の概要を示す書類（定款、規約等がない場合は、申請者の概要が分かる書類）

- (4) サイン・案内板等設置に係る計画図（サイン・案内板等の設置を伴う事業の場合に限る。）
- (5) Wi-Fi チェックリスト（様式第 8 号）（無料 Wi-Fi を設置する場合に限る。）
- (6) 設置機器等を図示した図面（無料 Wi-Fi を設置する場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第 6 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第 7 条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第 3 号）その他市長が必要とする書類を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第 4 号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から 30 日以内又は令和 3 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業の成果物（写真又は成果報告書類等、補助事業の実施成果が分かるもの）
- (2) 事業収支決算書
- (3) 補助事業に要した経費の領収書の写し又は契約書の写し（契約書又は当該領収

書の金額が1件当たり1,000円以下のものにあつては、支出項目一覧表の提出をもって、当該領収書の写し又は契約書の写しの提出があつたものとみなす。）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があつた場合には、当該報告に係る書類の内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付請求書(様式第7号)を市長へ提出しなければならない。

(指示及び検査)

第11条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示又は書類の検査をすることができる。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けている者については、この要綱の第9条から第11条までの規定は、前項の規定にかかわらず、令和3年5月31日までの間、なおその効力を有する。